

埼玉県立高等看護学院契約業者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県立高等看護学院において執行する業務の契約に当たり、当該契約の相手方となる業者の適正な選定を図るため、学院に契約業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、契約の相手方となる業者の選定に関して必要な事項を審査する。

2 前項の規定による審査は、原則として、埼玉県財務規則第15条に定められた支出負担行為決裁区分のうち、副部長以下の決裁を要する事案とする。

なお、埼玉県財務規則第104条の2に定められた単価契約についても同様とする。

3 委員は、第1条の目的を達成するために公正にその任務を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 学院長

副委員長 次長(兼)庶務課長

委員 担当部長、教務課長、その他委員長が必要と認めた者

(運営)

第4条 委員長は会務を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

ただし、委員会を開催できない場合は、委員全員の回議により審査することができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の会議の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、庶務課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。